

中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2019年9月

JBS Newsletter
2019年11月04日

Contents

税務法規

1. 増值税

- ▶ 「一部の先進製造業の増值税期末未控除税額の還付政策の明確化に関する公告」(财政部、国家税务总局公告[2019]84号) (“84号公告”)ほか

2. 関税

- ▶ 「米国原産の一部輸入商品(第3弾)に追加関税を課すことに関する公告」(税委会公告[2019]4号) (“4号公告”)ほか

3. 個人所得税

- ▶ 「個人所得税の納税信用建設の強化に関する通知」(发改弁財金規[2019]860号) (“86号通達”)ほか

4. その他

- ▶ 「中華人民共和国資源税法」(主席令[2019]33号)

商務法規

- ▶ 「中国 - 日本社会保険協定の実施に関する通知」(人社厅发[2019]81号) (“81号通達”)ほか

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2019年09月の発行状況は以下の通りです。

- | | |
|----------------|-----------|
| ▶ 2019年 09月06日 | 第2019035号 |
| ▶ 2019年 09月12日 | 第2019036号 |
| ▶ 2019年 09月20日 | 第2019037号 |
| ▶ 2019年 09月27日 | 第2019038号 |

Japan Business Servicesグループで、2019年09月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

¹ 「中国税务及投资法规速递」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. 増值税

- ▶ 「一部の先進製造業の増值税期末未控除税額の還付政策の明確化に関する公告」(財政部、国家税务总局公告[2019]84号) (“84号公告”)

概要

製造業の質の高い発展を一層推進するために、財政部、国家税务总局は2019年8月31日付で、一部の先進製造業の納税者に対する未控除税額の還付に関する84号公告を公布した。

84号公告の規定に基づき、2019年6月1日から、規定の条件を同時に満たす一部の先進製造業の納税者は、所轄税務機関に未控除税額の増加額の還付を申請することができる。“一部の先進製造業の納税者”とは、「国民经济業種分類」に基づき、非金属鉱物製品、汎用設備、専用設備及びコンピュータ、通信及びその他の電子設備を生産、販売し、その売上高が全売上高に占める割合が50%を超える納税者を指す。また、“未控除税額の増加額”とは、2019年3月末残高に比べ、新たに増加した期末未控除税額を指す。

当期に還付可能な未控除税額の増加額は、以下の公式により計算する。

還付可能な未控除税額の増加額 = 未控除税額の増加額 × 仕入税額の構成比率

“仕入税額の構成比率”とは、2019年4月から還付申請前の税額帰属期までに控除済みの増值税専用発票(税金統制用自動車販売統一発票を含む)、税関輸入増值税専用納付書、納付税額証明書に記載された増值税額が、同期間の全ての控除済み仕入税額に占める割合をいう。

一部の先進製造業の納税者による未控除税額の還付申請に関するその他の事項については、「增值税改革の深化に関する政策についての公告」(財政部、税務総局、税関総署公告2019年第39号) (“39号公告”)に従うものとする。(39号公告については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2019年3月号を参照。)

84号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://szs.mof.gov.cn/zhenewuxinxi/zhengefatu/201909/t20190903_3379527.html

39号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4160283/content.html>

- ▶ 「国内旅客運送サービスに係る仕入税額控除等の增值税徵収管理問題に関する公告」(国家税务总局公告[2019]31号) (“31号公告”)

概要

国家税务总局は2019年9月16日付で、一部の增值税政策の適用に係る徵収管理の問題に関する31号公告を公布した。

31号公告の主な内容は次のとおりである。

国内旅客運送サービスに係る仕入税額控除

- ▶ 「增值税改革の深化に関する政策についての公告」(財政部、税務総局、税関総署公告2019年第39号) (“39号公告”)でいう“国内旅客運送サービス”は、本企業と労働契約を締結している従業員、及び本企業が派遣先企業として受け入れた労務派遣従業員について発生した国内旅客輸送サービスに限られる。(39号公告については、「中国投資及び投資速報(日本語要約版)」2019年3月号を参照。)
- ▶ 納税者が取得した增值税電子普通発票に明記された購入者の“名称”及び“納税者識別番号”等の情報は、実際に税金を控除する納税者と一致しなければならない。そうでない場合、控除はできない。
- ▶ 紳税者が控除できる国内旅客運送サービスの仕入税額とは、納税者において2019年4月1日以降に実際に発生し、かつ取得した合法的かつ有効な增值税控除証憑に明記された增值税額、或いはそれに基づき算出された增值税額を指す。

追加控除

- ▶ 追加控除政策の適用に係る“売上高”には、納税申告売上高、調査による追加売上高、納税評価による調整売上高が含まれる。增值税差額徵収方式が適用される場合、差引後の売上高により追加控除政策を適用できるかを決定する。

- ▶ 2019年3月31日以前に設立され、かつ2018年4月から2019年3月までの期間において売上高がいずれもゼロの場合、初めて売上高が発生した月から連続3か月の売上高により追加控除政策が適用できるかを決定する。
- ▶ 2019年4月1以後に設立され、かつ設立日から3か月間の売上高がいずれもゼロの場合、初めて売上高が発生した月から連続3か月の売上高により追加控除政策が適用できるかを決定する。
- ▶ 増税の一括納付を適用する総機構及びその分支机构は、総機構及びその分支机构の合計売上高により、追加控除政策を適用できるかを決定する。

31号公告では、保険、貨物運送、製造、建築、不動産、飲食等の業種の増税徴収管理問題についても規定している。

31号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5136976/content.html>

39号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4160283/content.html>

2. 関税

- ▶ 「米国原産の一部輸入商品(第3弾)に追加関税を課すことに関する公告」(税委会公告[2019]4号)(“4号公告”)
- ▶ 「米国原産の自動車及び部品に対する追加関税の復活に関する通知」(税委会公告[2019]5号)(“5号公告”)

概要

米国政府は2019年8月15日、中国から輸入される約3,000億米ドル相当の商品に10%の追加関税を課すことを宣言した。これに応じて、中国国务院関税税則委員会は2019年8月23日付の4号公告により、米国原産の5078品目、約750億米ドル相当の輸入商品に対し、5%または10%の追加関税を課すとした。具体的には、次の通りである。

- ▶ 4号公告の添付に列挙された品目の商品は、それぞれ2019年9月1日12時01分及び2019年12月15日12時01分より追加関税が課される。

▶ 4号公告の添付に列挙された米国原産の輸入商品は、現行の関税の適用税率に加えて、それぞれ相応の追加関税が課される。現行の保税、減免税政策は変わらず、今回の追加関税は減免されない。

▶ 追加関税税額=関税課税価格×追加関税率

また、国务院関税税則委員会が同日に公布した5号公告により、「米国原産の自動車及び部品に対する追加関税の一時徴収停止に関する通知」(税委会公告[2018]10号)(“10号公告”)に列挙された米国原産の品目の商品に対しては、2019年12月15日12時01分より、再び5%または25%の追加関税が課されることになった。

4号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/xinwen/2019-08/24/content_5424152.htm

5号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/xinwen/2019-08/24/content_5424154.htm

10号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201812/t20181214_3093439.html

▶ 「第1弾の対米追加関税対象商品の第1次除外リストに関する公告」(税委会公告[2019]6号)(“6号公告”)

概要

国务院関税税則委員会は2019年9月11日付で、第1弾の対米追加関税対象商品の第1次除外作業に関する事項について、6号公告を公布した。

第1弾の対米追加関税対象商品の第1次除外商品は、2つのリストに分けて、除外措置が講じられる。リスト1、2に列挙されている商品はいずれも、2019年9月17日から2020年9月16日まで(一年)の間、米国通商法301条発動への対抗措置としての追加関税を徴収せず、リスト1の商品は徴収済みの追加関税も還付される。ただし、関連の輸入企業は除外リストの公布日から6か月以内に規定に従って税關で還付申請を行わなければならない。リスト2の商品については、徴収済みの追加関税は還付されない。

「対米追加関税対象商品の除外作業の試験的実施に関する公告」(税委会公告[2019]2号) (“2号公告”)に基づき、次の3つの基準を満たす商品は除外申請を提出できる。

- ▶ 商品の代替品の源泉を探すことが困難である。
- ▶ 追加関税により申請者が重大な経済損失を被る可能性がある。
- ▶ 追加関税が関連業種に重大なマイナスの構造的な影響を与えるか、或いは社会に深刻な結果をもたらす可能性がある。

6号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://gss.mof.gov.cn/zhenwguxinxi/zhengefalu/201909/t20190911_3384638.html

2号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/xinwen/2019-05/13/content_5391206.htm

3. 個人所得税

- ▶ 「個人所得税の納税信用建設の強化に関する通知」(发改弁財金規[2019]860号) (“86号通達”)

概要

「中華人民共和国個人所得税法」、同実施条例及びその他の関連法規を着実に実施するため、国家発展改革委員会と公庁及び国家税務総局は2019年8月20日付で、個人所得税の納税信用建設の強化に関する860号通達を公布した。

860号通達の主な内容は次のとおりである。

個人所得税の納税信用管理体制の確立

- ▶ 個人所得税申告の信用承諾制を全面的に実施する。納税者は記入した情報の真実性、正確性、完全性を保証する。
- ▶ 健全な個人所得税の納税信用記録を確立する。
- ▶ 自然人の信用喪失行為の認定メカニズムを確立する。

信用がある場合の合同獎励、信用を喪失した場合の合同懲戒の体制の整備

- ▶ 個人所得税の信用ある納税者に対して、より多くの便宜と機会を提供する。
- ▶ 個人所得税の信用を喪失した当事者に対して、合同懲戒を実施する。

情報の安全と権益の保護の強化

- ▶ 情報の安全とプライバシーの保護を強化する。
- ▶ 異議の解決及び信用を喪失した場合の修復メカニズムを確立する。

860号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.ndrc.gov.cn/gzdt/201908/t20190828_945489.html

- ▶ 「『珠海市における広東・香港・マカオ大湾区の個人所得税優遇政策に係る人材認定及び財政補助の実施に関する暫定弁法』の公布に関する通知」

概要

広東・香港・マカオ大湾区 (“大湾区”) の個人所得税優遇政策を着実に実施するため、珠海市財政局は2019年8月29日付で、「珠海市における広東・香港・マカオ大湾区の個人所得税優遇政策に係る人材認定及び財政補助の実施に関する暫定弁法」(“珠海市暫定弁法”)を公布した。

「珠海市暫定弁法」の要点は次のとおりである。

項目	規定
財政補助の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 珠海市行政区域内で勤務する香港・マカオ・台湾及び海外のハイエンド人材、不足人材（“申請者”） ▶ 申請者は「珠海市暫定弁法」で定められた全ての基本要件及び少なくとも1つの資格要件を満たさなければならない。
財政補助の基準	申請者が珠海市においてすでに納付した個人所得税額が、課税所得額の15%として計算した税額を超える部分について、財政補助を与える。当該補助は個人所得税を免除する。
財政補助の範囲	上述の“すでに納付した個人所得税”には、総合所得（給与・賃金所得、役務報酬所得、原稿料及び使用料所得）、経営所得及び条件を満たす補助的所得が含まれる。
財政補助の申請	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 申請者は個人所得税の財政補助を自主申告するものとし、前納税年度の財政補助申請は翌年の第3四半期に受理される。 ▶ 関連政府部門は毎年6月までに公式サイトで申告ガイドラインを公布する。 ▶ 申請者は申告ガイドラインに従い、毎年7月1日から8月15日までの間に申告資料を提出しなければならない。
管理	申請者及び源泉徴収義務者は申告資料の真実性及び正確性に責任を負わなければならない。虚偽の資料を提出した申請者については、人材資格認定及び財政補助の申請資格を3年間取り消す。
有効期間	「珠海市暫定弁法」は2019年1月1日より施行され、1年間は試行期間とする。

これまでに、大湾区にある別の3都市（広州、江門、中山）も大湾区の個人所得税優遇政策に係る人材認定及び財政補助に関する法規を公布している。今後、大湾区にあるその他の都市でも海外人材の個人所得税補助に関する政策が公布されるものと見込まれる。

「珠海市暫定弁法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://zwgk.zhuhai.gov.cn/ZH10/201909/t20190911_56573758.html

4.その他

▶ 「中華人民共和国資源税法」（主席令[2019]33号）

概要

2019年8月26日、中華人民共和国第13期全国人民代表大会常務委員会第12回会議で、「中華人民共和国資源税法」（「資源税法」）が可決された。

現行の「中華人民共和国資源税暫定条例」（2011年改正）（「暫定条例」）に比べ、「資源税法」ではいくつかの点が変更された。それには、次のような点が含まれる。

- ▶ 「資源税法」では、納税者が月次または四半期ごとの申告納付を選択することを認め、かつその他の税金の申告期限と一致させるため、申告期限を従来の10日以内から15日以内に変更した。
 - ▶ 「資源税法」では、列挙方式によって、税目を統一的に規範化し、類別ごとに税率を確定し、納税申告の簡素化のための制度的な基盤を提供している。
 - ▶ 「資源税法」では、地表水または地下水をくみ上げて使用する組織または個人を対象にして試験的に水資源税を徴収するとしている。水資源税が徴収される場合、水資源費の徴収は停止される。水資源税は現地の水資源の状況、使用される水の類型及び経済発展等の状況に応じて、異なる税率が適用される。
 - ▶ 「資源税法」では、税務機関と自然資源等の関連部門が協力体制の整備を図ることを求めている。
- 「資源税法」は2020年9月1日より施行され、「暫定条例」は同時に廃止される。
- 「資源税法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。
- <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/201908/0c78ccbe91084c7badda13a149c9d4eb.shtml>

「暫定条例」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n364/c157705/content.html>

商務法規

- ▶ 「6つの自由貿易試験区の新設に同意することに関する回答」(国函[2019]72号) (“72号通達”)
- ▶ 「6つの新設される自由貿易試験区の全体方案の公表に関する通知」(国發[2019]16号) (“16号通達”)

概要

國務院は2019年8月2日付で72号通達及び16号通達を公布し、中国(山東)自由貿易試験区、中国(江蘇)自由貿易試験区、中国(廣西)自由貿易試験区、中国(河北)自由貿易試験区、中国(雲南)自由貿易試験区、中国(黒龍江)自由貿易試験区の設立に同意するとともに、6つの自由貿易試験区のそれぞれの全体方案(“「全体方案」”)を公表した。「全体方案」では、貿易の利便化、投資の利便化、金融イノベーションによる実体経済の支援、人材受入の利便化、及び体制・メカニズムのイノベーションという5つの面に関して、新設された6つの自由貿易試験区により大きな改革自治権を与えていた。

貿易の利便化：江蘇の「全体方案」では、通関手続きの最適化、貨物の平均的な通関所要時間の体系化の推進、雲南の「全体方案」では、“一つの港、複数のチャネル”という管理上のイノベーションの実施、廣西の「全体方案」では、“単一窓口”によるASEAN諸国とのコネクションを挙げている。

投資の利便化：外資系人材仲介機関、非船舶運航、外資による国際船舶管理業務の経営を承認または届出管理する権限を自由貿易試験区または関連の地方に与える。

金融イノベーションによる実体経済の支援：河北の「全体方案」では、金融管理上の“サンドボックス”(“サンドボックス”は、2015年3月に英國政府が最初に提案したもので、管理上の安全空間において、規定を緩和し、消費者または投資者の権益を保護すること、リスクを防止することを前提として、できる限りイノベーションを奨励する規制環境を創出することを指す)と雄安株式取引所における株式投資型ラウドファンディングの試験の実施、山東の「全体方案」では、資本項目の収入支払の利便化の改革試験を挙げている。

人材受入の利便化：廣西の「全体方案」では、外国籍及び香港・マカオ・台湾人材に係る省レベルの管理権限の自由貿易試験区への付与、云南の「全体方案」では、外国籍従業員の管理に対する長期的メカニズムの確立、黒龍江の「全体方案」では、海外人材のオフショアイノベーション・起業試験の実施を挙げている。

体制・メカニズムのイノベーション：6つの「全体方案」ではいずれも、簡素かつ効率的で、権利と責任が明確な自由貿易試験区の管理体制及び人員任用制度の確立を支持するとしている。例えば、山東や江蘇の「全体方案」では、委譲できる省レベルの経済社会管理権限を全て自由貿易試験区に委譲するとしている。

72号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-08/26/content_5424518.htm

「全体方案」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-08/26/content_5424522.htm

- ▶ 「中国 - 日本社会保障協定の実施に関する通知」(人社部発[2019]81号) (“81号通達”)

概要

人的資源社会保障部并公庁は2019年8月27日付で81号通達を公布し、中国と日本の両国が2018年5月9日に締結した「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」(“「日中社会保障協定」”)、人的資源社会保障部と日本の管轄当局が2019年4月18日に締結した「中華人民共和国政府と日本国政府との間の社会保障協定の実施に関する行政合意」(“「行政合意」”が、双方の合意に基づき、2019年9月1日より正式に発効することを宣言した。

「日中社会保障協定」の主な内容及び関連管理弁法は次のとおりである。

項目	「日中社会保障協定」における規定	
免除が適用される社会保障の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 中国: 従業員基本養老保險 ▶ 日本: 国民年金(国民年金基金を除く)及び厚生年金(厚生年金基金を除く) 	
免除が適用される者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 派遣される者 ▶ 海上航行船舶において就労する被用者 ▶ 航空機において就労する被用者 ▶ 外交領事機関の構成員、公務員 ▶ 例外 ▶ 同行する配偶者及び子 	
免除期間	最初の納付免除期間は最長5年、その後延長を申請できる。	
権限のある当局	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 中国: 人的資源社会保障部 ▶ 日本: 日本国の国民年金(国民年金基金を除く)、厚生年金(厚生年金基金を除く)制度を管轄する政府機関 	
実施機関	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 中国: 人的資源社会保障部社会保険管理センター ▶ 日本: 日本の国民年金(国民年金基金を除く)、厚生年金(厚生年金基金を除く)制度の実施に責任を有する保険機関(その連合組織を含む) 	
社会保険料の免除に関する管理弁法	在日本中国人の社会保険料免除手続き 在中国日本人の社会保険料免除手続き	規定期に基づき中国国内すでに従業員基本養老保險に加入し、かつ期限通りに保険料を全額納付している者は、関連手続きに従って日本での社会保険料の納付免除を申請する。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 在中国日本人は保険加入所在地の社会保険実施機関に日本の実施機関から発行される「適用証明書」を提出する。 ▶ 所在地の社会保険実施機関は情報を確認したうえで、「適用証明書」に規定される期間、社会保険料の納付義務を免除する。 ▶ 「適用証明書」を提出できない在中国日本人は、関連規定に従って、中国の社会保険に加入しなければならない。
発効日	2019年9月1日	

「日中社会保障協定」の締結は、両国の労働者の社会保障権益を保護し、両国に投資する企業と従業員の社会保険料の二重納付問題を解決し、企業の外国への投資コストを低減し、両国間の経済貿易関係及び人材流動を促進することに資するものと考えられる。

中国企業の人事部門は日本へ派遣される従業員や本企業内で勤務する日本人の関連事務を取り扱う際に、81号通達の要件に従って、納付免除の申請を適時に行わなければならない。企業の人事部門は、基本養老保險を除き、中国で勤務する日本人は、「中華人民共和国社会保険法」、「中国国内で就労する外国人の社会保険加入暫定弁法」(人的資源社会保障部令[2011] 16号)(“16号令”)に定められたその他の社会保険(基本医療保険、労災保険、生育保険及び失業保険)に加入しなければならないことに留意する必要がある。

81号通達、「日中社会保障協定」及びその「行政合意」、「適用証明書」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.mohrss.gov.cn/gkml/zcfg/gfxwj/201908/t20190828_332003.html

「中華人民共和国社会保険法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/flfg/2010-10/28/content_1732964.htm

16号令の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbz/zcfg/flfg/gz/201601/t20160112_231574.html

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけます。

- | | | |
|---|--|---|
| <p>▶ 北京
堀尾 成宏
監査
+86 152 433 2445
naruhiro.horio@cn.ey.com</p> <p>鍋島 正知
監査
+86 10 5815 4253
masatomo.nabeshima1@cn.ey.com</p> <p>上村 希世子
税務・移転価格
+86 10 5815 2289
kiyoko.kamimura@cn.ey.com</p> <p>▶ 大連
秋山 大輔
監査
+86 411 8252 8999
daisuke.akiyama@cn.ey.com</p> <p>▶ 上海
高橋 臣一
監査
+86 21 2228 2740
shinichi.takahashi@cn.ey.com</p> <p>八幡 正博
監査
+86 21 2228 4652
masahiro.yawata1@cn.ey.com</p> <p>佐藤 勝俊
監査
+86 21 2228 9579
Katsutoshi.Sato@cn.ey.com</p> <p>星野 友子
監査
+86 21 2228 5958
tomoko.hoshino@cn.ey.com</p> <p>山村 亮
監査
+86 21 2228 3239
ryo.yamamura1@cn.ey.com</p> | <p>江 海峰
金融
+86 21 2228 2963
alex.jiang@cn.ey.com</p> <p>石川 翔太
金融
+86 21 2228 4006
shota.ishikawa@cn.ey.com</p> <p>坂出 加奈
税務・移転価格
+86 21 2228 2289
kana.sakaide@cn.ey.com</p> <p>小島 圭介
税務
+86 21 2228 2854
keisuke.kojima@cn.ey.com</p> <p>丸山 直也
法務
+86 21 2228 8346
maruyama.naoya@eychenandco.com</p> <p>久保田 順一
TAS
+86 21 2228 4749
junichi.kubota@cn.ey.com</p> <p>▶ 広州
長内 幸浩
監査
+86 20 2881 2675
yukihiro.osanai@cn.ey.com</p> <p>梁 晖
監査
+86 20 2838 1043
ye.liang@cn.ey.com</p> <p>石澤 晶宗
税務
+86 20 2881 2712
masamune.ishizawa@cn.ey.com</p> | <p>▶ 深圳
小島 健一
監査
+86 755 2502 5463
shinichi.kojima1@cn.ey.com</p> <p>▶ 香港
重富 由香
監査
+852 2629 3907
yuka.shigetomi@hk.ey.com</p> <p>柿本 啓太
監査
+852 2846 9005
keita.kakimoto2@hk.ey.com</p> <p>塚原 俊郎
監査
+852 3471 2751
toshio.tsukahara@hk.ey.com</p> <p>吉田 薫
監査
+852 2629 3909
kaori.yoshida@hk.ey.com</p> <p>徳山 勇樹
監査
+852 37585988
yuki.tokuyama@hk.ey.com</p> |
|---|--|---|

- ▶ 東京
- EY税理士法人 中国デスク
大久保 恵美子
税務
emiko.okubo@jp.ey.com
- 崔 虹
税務
hong.cui@jp.ey.com
- 新日本有限責任監査法人
マーケット本部 海外企画部JBS
+81 3 3503 1844
- 関口 勝也
toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com
- 田中 勝也
katsuya.tanaka@ jp.ey.com
- 野口 正邦
masakuni.noguchi@ jp.ey.com
- EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory
- EYについて
- EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。
- EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバー ファームにより構成された国際組織を指し、各メンバー ファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。
www.ey.com
- © 2019 Ernst & Young (China) Advisory Limited.
- 版權所有
- APAC No. 03009324
- ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

ey.com/china

Follow us on WeChat
Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

